

従事者の要件

① 介護職員等の場合

介護職員等がたん吸引等の行為を行うにあたっては、「認定特定行為業務従事者」としての認定を受ける必要があります。認定には、登録研修機関より発行された「研修修了証明書」の原本を県に提出し、申請を行ってください。

《担当課》

第1号研修（不特定多数の者対象）	→	高齢者福祉課
第2号研修（不特定多数の者対象）	→	高齢者福祉課
第3号研修（特定の者対象）	→	障害福祉課

(注) 「認定特定行為業務従事者」が行為を実施するには、所属する事業所が県に登録特定行為事業者の登録を受けていることが要件となります。

② 介護福祉士の場合

平成28年度(平成29年1月)以降の国家試験合格者は、養成課程又は従事している登録事業者にて実地研修を行った行為について、介護福祉士の国家資格をもって喀痰吸引等を実施できます。

上記以前に介護福祉士の国家資格を取得したものについても、(1)認定行為業務従事者の認定(不特定の者対象のみ)を受けている場合は認定証の原本証明を、(2)医療的ケアの講習を修了した者は実地研修を受講し、喀痰吸引等研修修了証明書の原本証明を、それぞれ社会福祉士振興・試験センターに届出ることにより、介護福祉士としての喀痰吸引等の行為が可能となります。

いずれの場合も、介護福祉士の資格をもってたん吸引等の行為を実施するためには、就業事業所が登録喀痰吸引等事業所の登録をしていることが要件となります。



介護福祉士登録証の登録変更により、実地研修を修了した行為が付記されます。記載のない行為は実施できません。

社会福祉振興・試験センター
<http://www.sssc.or.jp/>